

毎週火、金曜日発行（但休日に当り、きは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

告示 建設業者の登録
豚コレラ予防注射の実施

登録番号

登録年月日

名

称

主たる営業所在地

申請者氏名

摘要

鳥取県知事登録
（と）第七六二号

昭三六、
八、二九
（有）富士ボーリング

鳥取市立川町四丁目一三〇

楠城進美子

管工事

第七六四号

大谷組

円通寺二七八

大谷 兼一 土木工事

鳥取県告示第五百六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名 称

主たる営業所所在地

申請者氏名

摘要

鳥取県知事登録 (有) 第三九〇号

昭三六、八、一二

(有) 滝本塗工店

鳥取市新町四〇

滝本 留治

塗装工事

第三八九号

一

野々村電気工業(株)

境港市大正町五八

野々村信義

電気配線工事

第四七〇号

一九

永田組

八頭郡家町大字姫路

永田 文俊

土木工事

(と) 第二三号

二〇

松山組

倉吉市中原三七三

松山 力蔵

〃

鳥取県告示第五百八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後五十日前及び分べん前後一月以内

のものを除く。

四 実施の期日 昭和三十六年九月七日から十月六日

までの期間各豚舎巡回注射

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

[定価] 一部月極二二〇円(送料共)